

パートナーシップ宣誓書受領証の提示により利用可能な行政サービス等

	NO.	名称	概要	受領証の提示	問い合わせ先
住宅	1	市営住宅等の申込み・同居承認【従前居住者用賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅を含む】	パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込みができます。	要	土木建築部 住宅課 TEL：097-537-5977
	2	特定優良賃貸住宅の申込	パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込みができます。	要	土木建築部 住宅課 TEL：097-537-5634
災害	3	り災証明書の交付（火災）	パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	要	消防局 予防課 TEL：097-532-3199
	4	罹災証明書の交付（火災以外）	パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	要	防災局 防災危機管理課 TEL：097-537-5664
	5	被災証明書の交付	パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	要	
税金	6	税証明交付【国民健康保険税納税証明をのぞく】	住民票上同一世帯であれば、親族と同等の権利があるものとし、パートナーの税証明（所得証明、納税証明等）を取得できます。なお、固定資産の証明は委任状の提出が必要です。 ※税証明（所得証明、納税証明）については、委任状の提出により取得することもできます。	要	財務部 税制課 TEL：097-537-5673
保育	7	保育施設入所申込書・施設等利用給付認定申請書への記入と税務資料閲覧への同意	パートナーによる保育施設の入所申込、施設等利用給付認定申請が可能です。 ※パートナーの方も保育要件書類の提出が必要となり、保育料の算定対象となります。	要	子どもすこやか部 子ども入園課 TEL：097-537-5794
教育	8	就学援助	申請日時時点で住民票上同一世帯であるときは、受領証の提示によりパートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請ができます。なお、認定にあたっては、同居（住民票は別でも一緒に住んでいる家族を含む）の家族全員の合計所得額により審査を行い、可否を決定します。	要	教育委員会教育部 学校教育課 TEL：097-537-5903

## パートナーシップ宣誓書受領証の提示により利用可能な行政サービス等

	NO.	名称	概要	受領証の提示	問い合わせ先
介護	9	被保険者証再交付申請、再交付申請に伴う被保険者証の受領、送付先設定（変更）申請	パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	要	福祉保健部 長寿福祉課 TEL：097-537-5741
	10	高額介護サービス費支給申請、負担割合証再交付申請、負担限度額認定申請、介護用品購入費支給申請	パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	要	福祉保健部 長寿福祉課 TEL：097-537-5742
	11	要介護・要支援認定申請、要介護・要支援認定申請に伴う被保険者証の受領	パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	要	福祉保健部 長寿福祉課 TEL：097-537-5743
暮らし	12	犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）	パートナーも事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として申請ができます。	要	市民部 生活安全・男女共同参画課 TEL：097-537-5997